

2008年4月17日

No. 0803

- 現業職員の給与等の見直しに向けた取組方針
- 現評レク、募集

現 評

愛知県職連合会
現業評議会

名古屋市中区三の丸2-3-2
愛知県自治センター
代 表 052-951-4036
F A X 052-972-0649
www.aichikenshoku.gr.jp
gengyou08@aichikenshoku.gr.jp

県当局 現業職員の給与等 見直しに向けた取組方針、発表

総務省が19年度中に公表することを指示していた「現業職員の給与見直し取組方針」について、県当局は3月31日、発表しました。

この「取組方針」では現業職員の給与について、「給与制度及び職員定数の適正な管理による総人件費の削減に取り組みます」としています。給与水準の引き下げなどの具体的な方針は盛り込まれませんでした。組合は今後も現業が抱える課題について取り組んでいきます。

総務省 現業職員の給与引き下げ等を指示

この「取組方針」は、地方の現業職員の給与が高すぎるとして昨年7月に総務省が各自治体に策定、公表を指示したものです。

総務省は「取組方針」中に、類似する職種の民間給与との比較データを公表することや、給料表、昇給制度の見直し、民間委託の推進、職員数の削減などについて記載するよう求めてい

ます。これは、これまで労使交渉により確立してきた現業職員の労働条件、制度を否定しかねない内容です。

民間給与との比較についても、賃金センサス（厚生労働省の賃金構造基本統計調査）のデータとの比較を求めています。これは企業規模、雇用形態、経験年数の相違などが無視されたものと言わざるを得ません。

これまでの経過

07年3月、安倍首相（当時）は参議院選挙にむけて「技能労務職員の給与及び同種の民間部門の給与に係る実態調査と両者の比較などの公表」を指示。6月には「骨太方針2007」で、「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させる」と明記しました。

これをもとに総務省は、7月、自動車運転手、守衛など7職種の技能労務職員の平成18年4月分の平均給与月額等を、類似する民間企業従業員のデータと比較して公表し、合わせて現業職員の給与等の総合的な点検の実施を行い、給与等の見直しに向けた取組方針を策定して、19年度中に公表することを各県に指示しました。

さらに総務省は、12月、各県の実施状況を調査するとともに、ヒヤリングの実施を通知。愛知県も、総務省に呼ばれヒヤリングを受けています。

こうした、現業職員の労働条件の変更を含んだ「取組方針」を一方的に策定・公表をさせる総務省の方針には問題があると考えます。

現業交渉で県当局から提示

現業評議会は、「取組方針」の公表期限が迫る3月14日、現業交渉を行い県当局から「取組方針」の案が提示されました。

- ①賃金センサスによる民間労働者との比較については、比較方法に問題があると認識しているが、総務省の指示でありやむを得ない。
- ②給与の見直しの基本的な考え方については、これまで本県がすすめてきた給与制度の見直し、職員定数の削減の取組み等を述

「取組方針」の策定・公表はやむなしと判断

現業評議会では県当局からの提示に先立ち、この「取組方針」問題について昨年12月の定期大会や2月の役員学習講座などで情勢学習を行い問題点の確認を行ってまいりました。

提示された「取組方針」案は、現業職員の給与水準引き下げ、定数削減という総務省の方針に追随するもので、問題視せざる

当面の日程

- ◇ 支部等代表者会議
5月10日(土) 午後1時30分～4時
アイリス愛知
- ◆ 本部役員会議
5月10日(土) 午前10時30分～12時
アイリス愛知
- ◆ 第2回 現評評議員会
6月21日(土) 午後1時30分

べ、引き続き適正化に努めていく。

- ③具体的な取組事項として、平成21年度末までを目途に今後の「業務のあり方」を整理し職員定数の適正化を図ること、給料表、昇給制度等のあり方を検討し、給与制度の適正化を図る。
- ④現業職員の総人件費を、「給与と制度の適正化」と「職員定数の適正化」により、今後5年間の削減目標を明記する。今後、課題については、組合と十分話し合いを行っていききたい。などの説明がありました。

を得ません。

また取組事項として、具体的な給与の引き下げや任用替えなどの記述はさせなかったものの、給料表、昇給制度等のあり方の検討や、民間委託化、非常勤化などを前提とした「業務のあり方」を整理し職員定数の削減を明記するなど、今後の重大な問題を含んでいます。

しかし、国からの強い圧力の中、この「取組方針」案の策定・

2008現評交流レク

日 程：2008年7月5日(土)～6日(日)
行き先：伊豆・箱根と伊東温泉
宿泊先：サンハトヤ ♪♪伊東に行くならハトヤ♪
参加費：19,800円 お値打ち、現評価格
※ 共済組合の宿泊利用補助(3,000円)、互助会のカフェテリアプラン(12,000円)を利用できます。
申込等詳細は、チラシをご参照ください。

◆◆◆現評さま◆◆◆
最近、「格差」という言葉をよく耳にしますが、「差別」とどう違うのでしょうか。自分ではあくまで程度から、自分が出来るが、埋めることが出来るが、偏見などから、容易には、無くならないし、差などでも埋めることが出来ない。我々には、「格差」か？「差別」どちらと聞いているのでしょうか？
しかし、どちらも人間が作り出した差だから、我々が自身で努力すれば、いづれは解消されることを信じて、共に頑張りましょう。

公表された「取組方針」は、裏面をご覧ください。

技能労務職員等の給与等の

見直しに向けた取組方針 (平成20年3月31日 愛知県 発表)

全文は、愛知県人事課のホームページに掲載されています。

URL <http://www.pref.aichi.jp/jinjika/image/torikumihoushin.pdf>

本県技能労務職員等の「職種別の職員数・平均年齢・平均給与月額等の状況」及び「給与制度に関する事項」の概要は、次のとおりです。

(平成19年4月1日現在)

職種別の職員数・平均年齢・平均給与月額等の状況 (単位：人・歳・千円)

	本県職員の状況		
	職員数	平均年齢	平均給与月額
自動車運転手	82 (58)	60.4	339.3
守衛 (巡視)	24 (9)	50.8	346.0
畜産	57 (2)	44.6	404.4
看護補助員	60 (44)	53.3	311.2
動物管理指導員	26 (0)	42.9	426.2
調理員	234 (83)	49.9	370.9
うち特別支援学校等の学校給食員	140 (55)	49.0	346.8
特別支援学校等の介護員	177 (129)	39.8	298.6
学校用務員	383 (134)	53.6	352.4
寮務員	41 (11)	57.3	351.3
その他	97 (18)	51.2	410.6
計	1,181 (488)	50.5	353.8

- 1 知事部局・教育委員会・警察本部及び病院事業庁に在職する職員の状況である。
- 2 職員数の()内は、正規職員以外(再任用短時間勤務職員及び非常勤嘱託員等)の内数である。
- 3 本県職員の「平均給与月額」は、給料のほか、扶養手当・地域手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外手当等の各種手当を含んだ額であり、正規職員以外の者の給料等は40時間(正規職員の勤務時間数)に換算した後の額を基に算出している。

《参考》

【賃金構造基本統計調査による県内の民間労働者の状況】 (単位：歳・千円)

	平均年齢	平均給与月額	留意事項
自家用乗用自動車運転手	50.8	315.0	自家用の乗用自動車運転して社員及び来客を送迎する仕事に従事する者の集計
守衛	56.7	278.7	工場等の施設において、火災、事故、不法侵入、建造物破損の防止、その他財産の保護及び秩序の維持の仕事に従事する者の集計
調理士	41.0	281.4	飲食店、料亭、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者の集計
用務員	53.9	227.2	事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者の集計

民間データは、正社員・臨時職員等の比率などが不明であることや、職種によっては平均年齢が大きく異なっていることから比較の際には留意が必要である

総務省が賃金構造基本統計調査を基に独自集計した常用労働者のうち一般労働者に係るデータ(H16~H18の3か年平均)である。

給与制度に関する事項

(省略)

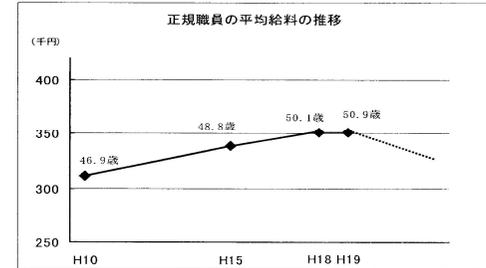
技能労務職員等の給与等について、給与制度及び職員定数の適正な管理による総人件費の削減に取り組みます。

給与制度の適正な管理

給与制度については、これまで、本県一般職員との均衡を考慮しつつ、国及び他の地方公共団体の状況や時代の変化等に適応するよう、適宜、適正化を図ってきた。

特に、平成18年度の給与構造改革による制度の抜本的見直しは、国に遅れることなく実施し、年功的な給与上昇を抑制し、勤務実績をより反映する制度への転換を図ったところである。

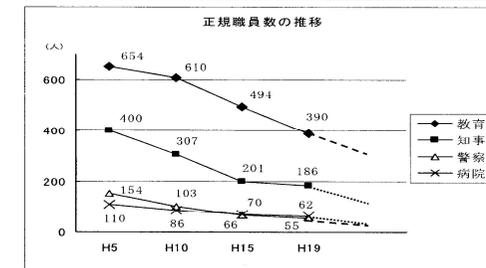
なお、これら一連の取り組みにより、今後の給料水準は約6%程度引き下がっていくことになるが、引き続き、社会情勢の変化等を踏まえながら、地域民間給与の適切な反映に向けた取り組みを進め、職務・職責に応じた給与制度の適正化に努めていく。



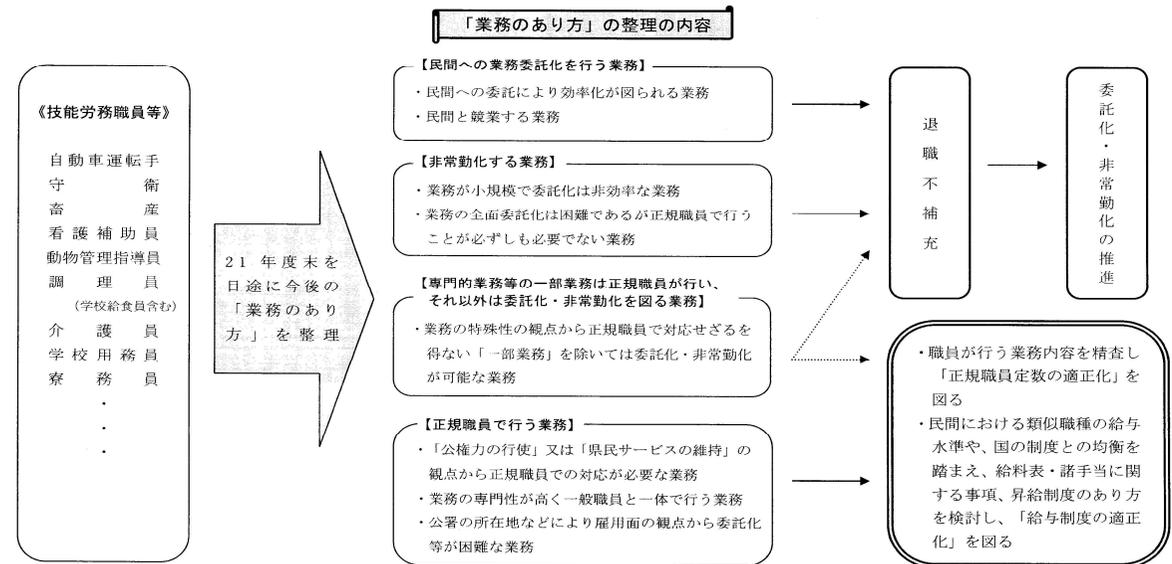
職員定数の適正な管理

職員定数については、あいち行革大綱2005により、事業の整理合理化、組織・機構の見直し、民間委託の推進、事務処理方法の改善などにより削減に取り組むこととしている。

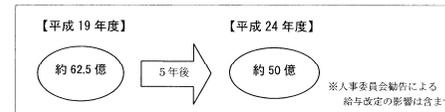
これまで、技能労務職員等が担ってきた業務については、正規職員の退職の都度、業務の見直しを図りながら「民間への委託化・職員の非常勤化」を図ってきたところであり、今後も引き続き、委託化・非常勤化を進めるとともに、「業務のあり方」を総点検することにより、更なる職員定数の適正化に努めていく。



技能労務職員等について、平成21年度末までを目途に、今後の「業務のあり方」を整理する。



技能労務職員等に係る総人件費を、今後5年間で約2割の削減に取り組む【目標年次：平成24年度】
 「給与制度の適正化」と「職員定数の適正化」を進め、5年後の平成24年度に約2割削減することを目標に取り組みを進めます。



技能労務職員等に係る「特殊勤務手当」の見直し【目標年次：平成21年度】

現行の支給基準や支給額、支給方法を総点検し、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行います。